

# 所得税、町・県民税の申告はお早目に

申告期間 ▶ 2/18(月) ~ 3/15(金)

問合せ 所得税の申告・還付申告／春日部税務署 ☎048(733)2111、町・県民税の申告／税務課 町民税担当 内線242

## フローチャート結果

### A 所得税の確定申告が必要です

左記いずれかの方法で申告してください。

- ①春日部税務署で申告する（還付申告は受付中）  
日時 2月18日(月)～3月15日(金)  
(土・日・祝日を除く)  
(ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は開場)
- ②春日部税務署への郵送等で提出する  
春日部税務署  
〒344-8686  
春日部市大沼2-12-1  
☎0570-015901
- ③インターネットで申告する  
詳細はe-Taxホームページをご覧ください。  
ヘルプデスク  
☎0570-015901
- ④町・県民税申告会場で申告する  
下記日程表を確認し、該当会場・期間に必要な書類をご持参ください。

※次の申告は杉戸町の会場ではお受けできません。春日部税務署で申告してください。

### B 町・県民税の申告が必要です

下記日程表を確認し、該当会場・期間に必要な書類をご持参ください。

※ご自身で記入した町・県民税申告書を町へ郵送して提出することもできます。確定申告をした場合は、町・県民税の申告は不要です。

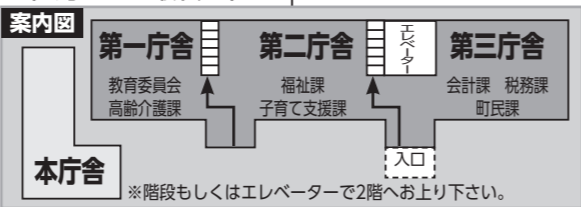
### C 町・県民税の申告は不要です

申告は不要です。

## 町・県民税申告受付日程表

※この期間中、税務課窓口での申告受付はできませんので、ご注意ください。

月日(曜日)	対象地区	申告会場	受付時間
2月	18日(月)	大字杉戸	杉戸町役場 第2庁舎 2階会議室 ※杉戸町役場での受付は左記の期間のみ(3月1日が最終日) 9時～11時 13時～16時 ※24日(日)、3月1日(金)は15時まで
	19日(火)	杉戸1～4丁目	
	20日(水)	杉戸5～7丁目、内田1丁目	
	21日(木)	内田2～3丁目	
	22日(金)	町内全地区	
	24日(日)	町内全地区 ※役場は閉庁日ですが、受付します。	
	25日(月)	内田4丁目、清地1～2丁目	
	26日(火)	大字清地、清地3～4丁目	
3月	27日(水)	清地5～6丁目	西公民館 多目的ホール 9時～11時 13時～15時
	28日(木)	大字倉松、倉松1～2丁目	
	1日(金)	倉松3～5丁目	
	4日(月)	大字下高野	
	5日(火)	大字下野、茨島、大島 高野台東1～2丁目、高野台南1～2丁目	
	6日(水)	高野台南3～5丁目、高野台西1～2丁目	
	7日(木)	高野台西3～6丁目	
	8日(金)	大字椿、深輪、屏風、木津内、目沼、宮前	
	11日(月)	大字鷺巣、木野川	
	12日(火)	大字本島、遠野、広戸沼、佐左エ門	
	13日(水)	大字並塚、才羽	
	14日(木)	大字堤根	
	15日(金)	大字本郷、大塚、北蓮沼	

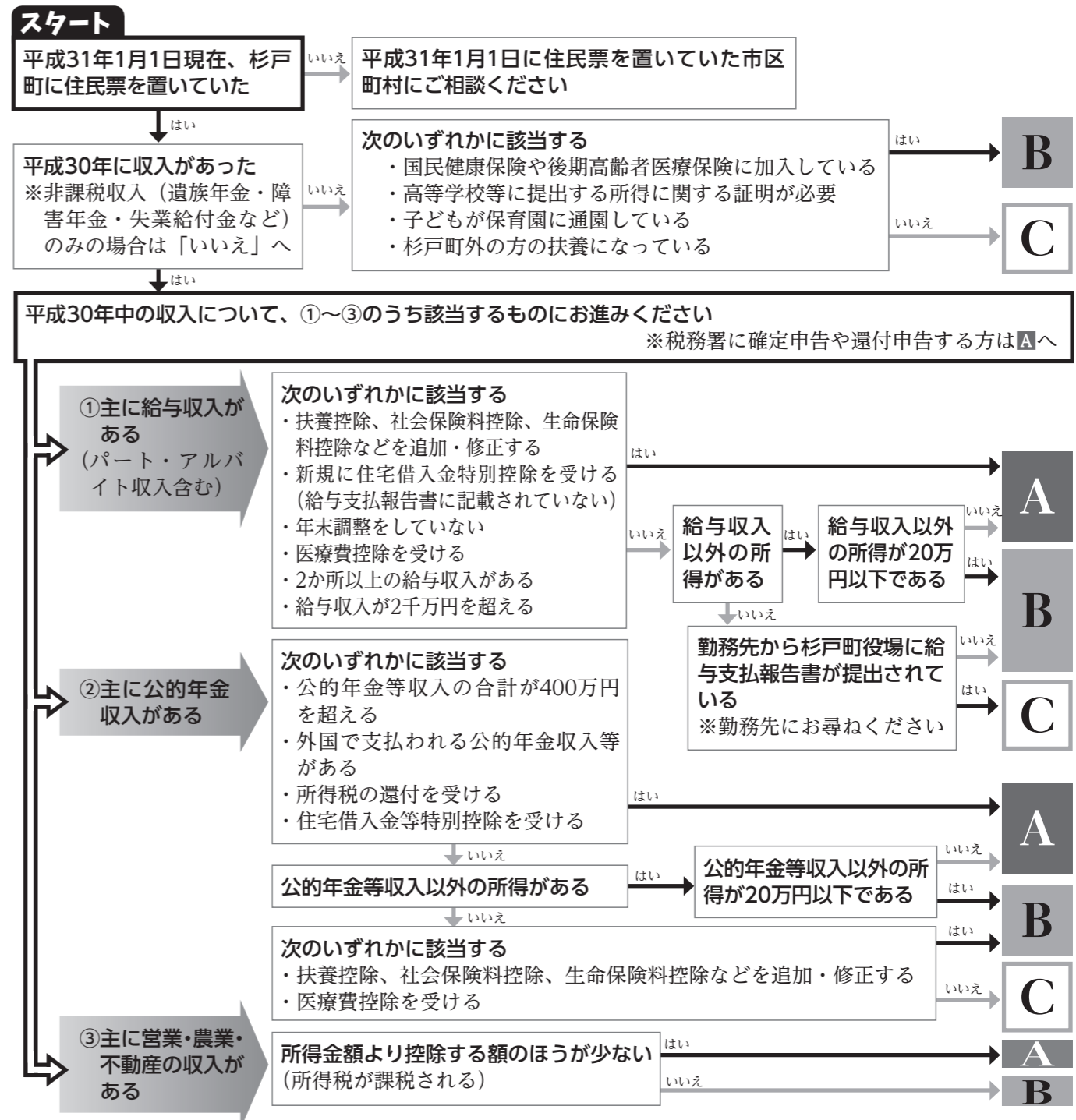


※番号札は、当日午前8時30分から配布を開始します。午前中は受付時間内に番号札を取った場合でも、混雑の状況により、相談開始時刻が午後になる場合がありますのであらかじめご了承ください。  
※指定した日に都合の悪い方は、期間中随時受付します。  
※2月18日(月)、19日(火)、22日(金)、3月4日(月)、5日(火)、14日(水)については、税理士による無料申告相談を受けることができます(所得税のみ)。

- ### 申告に必要なもの
- ①「個人番号カード(番号確認と身元確認)」または、「通知カード(番号確認)」と運転免許、健康保険証など(本人確認)
  - ②印鑑
  - ③給与所得者、公的年金所得者は源泉徴収票
  - ④事業所得者、不動産所得者は収支内訳書(記入済みのもの)など
  - ⑤社会保険の領収書(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険に加入の方)「所得申告参考資料」(国民年金等に加入の方)「社会保険料控除証明書」(国民健康保険・介護保険に加入の方)「生命保険料や地震保険料の控除証明書」
  - ⑥障がい者の方は障害者手帳など
  - ⑦学生は学生証
  - ⑧医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」もしくは「セルフメディケーション税制の明細書」
  - ⑨その他、控除関係書類
  - ⑩申告者本人名義の口座番号のわかるもの

## 申告フローチャート

★下記フローチャートで申告が必要かどうかを確認しましょう。各結果の詳細は左ページをご覧ください。  
※フローチャートは一般的な目安のため、当てはまらない場合があります。



- ### ■平成31年度 町・県民税の主な改正点 配偶者控除、配偶者特別控除の改正
1. 配偶者控除について、納税義務者(扶養する人)に所得制限が設けられました。合計所得金額が900万円(給与収入のみの場合は給与収入が1,120万円)を超えると控除額が減少し、1,000万円(給与収入のみの場合は給与収入が1,220万円)を超えると控除適用外となります。
  2. 配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限が123万円(給与収入のみの場合は給与収入が201万6千円未満)まで拡大され、それに合わせて控除額が変更されます。また、納税義務者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超えると従来どおり控除適用外となります。